

国際日本文化研究センター 新型コロナウイルス感染症に対する行動指針（BCP）

令和4年9月22日 制定

センター会議

【用語の定義】

- ①感染防止対策 …… 京都府が示すガイドラインに基づく感染防止策をいう。
- ②不要不急 …… 主催する事業等の実施責任者、所掌業務の管理監督者が、業務の必要性と緊急性を判断します。
- ③真にやむを得ない …… 主催する事業等の実施責任者、所掌業務の管理監督者が、業務の必要性を判断します。

- ①本BCPは、国・自治体の対応に応じて随時変更を行うものとします。
- ②活動レベルはホームページに掲載し、随時見直しを行うものとします。

活動レベル	判断基準	業務等区分						
		研究・教育活動	事務体制	学生の入構等	イベント 見学者受入	各種会議 出張	共同研究者の入構	他所外者の入構等
レベル0	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり
レベル1	感染者数が一定程度にとどまっている状態	・感染防止対策を講じた上で、通常の研究活動等を行う。 （※国等の対策に基づき、在宅勤務等を推奨することがある（活動レベル2において同じ））。	・感染防止対策を講じた上で、通常業務を行う。 （※国等の対策に基づき、在宅勤務等を推奨することがある（活動レベル2において同じ））。	・感染防止対策を講じた上で入構を認める。 （※国等の対策に基づき、オンライン講義等の活用を推奨することがある（活動レベル2において同じ））。	・感染防止対策を講じた上で実施する。 ※ただし、体調等を確認した状況により入構等を禁止する場合がある。	・感染防止対策を講じた上で、活動を認める。 ・オンライン会議又はメールによる文書会議の活用推奨。 （※外国出張については外務省のガイドラインに基づく。）	・感染防止対策を講じた上で、入構を認める。 （※国等の対策に基づき、オンライン研究会等の活用を推奨することがある（活動レベル2において同じ））。	・感染防止対策を講じた上で、入構を認める。
レベル2	感染への警戒が必要な状態（京都府の感染者数の増加がみられる場合）	・感染防止対策を講じた上で、研究室等での研究活動等を続行する。 ・学会等の研究会への参加及び主催は感染防止策を講じた上で実施可能とする。ただし、感染が拡大している地域の往来については、真にやむを得ない場合を除き自粛する。オンライン開催は可とする。 ・所内での研究活動については、可とする。	・感染防止対策を講じた上で、通常業務を行う。	・感染防止対策を講じた上で、研究室等での研究活動等を続けることを認める。 ・オンライン講義等を活用しながら、感染防止対策を講じた上で、対面による講義受講を認める。 ※ただし、体調等を確認した状況により入構を禁止する場合がある。	・感染防止対策を講じた上で実施するが、可能なものはオンライン開催を推奨する。 ※ただし、体調等を確認した状況により入構等を禁止する場合がある。	・特に必要とする場合は国、感染防止対策を講じた上で、対面会議を実施可とする。 ・オンライン会議又はメールによる文書会議の活用推奨。 ・国内出張は可とするが、接触機会低減のため、可能なものはオンライン等を推奨する。ただし、感染が拡大している地域の往来については、真にやむを得ない場合を除き自粛する。 （※外国出張については外務省のガイドラインに基づく。）	・感染防止対策を講じた上で、入構を認める。 ・オンライン研究会等を活用しながら、対面並びにオンラインの併用開催を推奨する。 ※ただし、体調等を確認した状況により入構を禁止する場合がある。	・感染防止対策を講じた上で、入構を認める。※ただし、体調等を確認した状況により入構を禁止する場合がある。
レベル3	次のいずれかに該当する状態 ①国のまん延防止等重点措置が京都府に適用されている状態 ②京都府から独自の緊急事態宣言（準ずる通知等を含む）が発令等されている状態 ③所内で単発の感染者の発生などによる建物や部署レベルの一時閉鎖などの状態	・感染防止対策を講じた上で、研究・教育上の必要性が高いものについて、研究室等での活動を実施する。ただし、接触機会低減のため、可能な範囲で研究室等での滞在時間を減らし、在宅勤務、時差出勤を推奨する。 ・感染防止対策を講じた上で、学会等の研究会への参加及び主催は可能とするが、原則オンライン開催を推奨する。ただし、感染が拡大している地域の往来については、真にやむを得ない場合を除き自粛する。 ・所内での研究活動については、感染防止策を講じた上で、可とする。	・感染防止対策を講じたうえで出勤を可とする。ただし、接触機会低減のため、可能な範囲で事務室等での滞在時間を減らし、在宅勤務、時差出勤を推奨する。	・感染防止対策を講じた上で、研究室等での活動を認める。 ・オンライン講義等を活用する。 ※ただし、体調等を確認した状況により入構を禁止する場合がある。	・不要不急のもの（レベルが上がる以前に会期を開始した展示会等のイベントも含めて）原則延期または中止とするが、感染防止対策を講じた上で実施することができる。 ・原則として施設貸付は行わない。 ・原則、見学中止。	・国、京都府が示すガイドラインに基づく感染防止対策を講じた上で、対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議に移行する。 ・感染防止対策を講じた上で、国内出張は可とするが、可能なものはオンライン等とする。ただし、感染が拡大している地域の往来については、真にやむを得ない場合を除き自粛する。 ※感染拡大地域への移動前後には、PCR検査又は抗原検査の受検を推奨する。（自治体が発する無料検査の活用） （※外国出張については外務省のガイドラインに基づく。）	・入構禁止 ・オンライン研究会のみを活用する。	・入構する必要性を考慮した上で感染防止対策を講じ、入構を認める。ただし、感染が拡大している地域からの入構を原則として行わない。 ※例外として入構を認める場合の感染拡大地域からの入構者には、その移動前にPCR検査又は抗原検査の受検を推奨する。（自治体が発する無料検査の活用）
レベル4	次のいずれかに該当する状態 ①国の緊急事態宣言が京都府を対象として発令されている状態 ②所内の複数の部署で感染者の発生若しくはクラスター感染の発生がある状態	・原則として在宅での研究活動等とするが、研究・教育の準備・継続に必要不可欠な場合のみ、感染防止対策を講じた上で、出勤を可とする。 ・学会等の研究会への参加及び主催の禁止、オンライン参加は可とする。	・感染防止対策を講じた上で、業務上必要性が高い場合は出勤を可とする。ただし、接触機会低減のため、可能な範囲で事務室等での滞在時間を減らし、在宅勤務、時差出勤を推奨する。	・原則入構禁止。 ・原則、オンライン講義等のみとする。 ・真にやむを得ず入構する必要がある場合は、指導教員から事前に許可を得る。 （ただし、可能な限り短時間で退出すること）	・（レベルが上がる以前に会期を開始した展示会等のイベントも含めて）原則延期または中止とする。オンライン開催は可とする。 ・施設貸付は行わない。 ・見学中止。	・原則オンライン会議とする。 ・原則、国内出張等感染が拡大している地域の往来については、真にやむを得ない場合を除き自粛する。 ※移動を認める場合の感染拡大地域への移動前後には、PCR検査又は抗原検査の受検を推奨する。（自治体が発する無料検査の活用） （※外国出張については外務省のガイドラインに基づく。）	・入構禁止 ・オンライン研究会のみとする。	・原則入構禁止とするが、感染防止対策を講じた上で、必要不可欠なものに限定して一部認めることができる。 ※感染拡大地域からの入構者には、その移動前にPCR検査又は抗原検査の受検を推奨する。（自治体が発する無料検査の活用）
レベル5	重大な緊急事態（感染拡大により、職員等が出勤できない状態等） ○京都府において、特措法第45条により、ロックダウンに相当する外出制限の要請があった場合等	・在宅勤務を命じる。ただし、感染防止対策を講じた上で、研究活動の最低限の維持に必要なものに限定して、出勤を認める。	・在宅勤務を命じる。ただし、感染防止対策を講じた上で、施設維持管理等のため業務上必要な職員の出勤を命じることがある。	・全ての学生の入構禁止。 ・オンライン講義等のみとする。	・全てのイベントは延期または中止とする。 ・施設貸付は行わない。 ・見学中止	・オンライン会議のみとする。 ・出張は不可とする。	・入構禁止 ・オンライン研究会のみとする。	・入構禁止